

高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金（給付） 高级中学等就学支援金（补助）

毎月の授業料や年間の受講料を支援する制度です。（4月に申請受付・全員手続）

该制度对每月或全年学费提供援助（4月受理申请，所有申请者必须办理手续）

1 手続

高校等へ入学した生徒は、原則全員が申請手続を行う必要があります。

令和5年度から原則、オンラインでの申請となっています。

オンライン申請に必要となるID、パスワードや手続方法は入学決定後に各家庭に郵送します。

1 手続

原则上每位进入高中等教育机构就读的学生均需办理申请手续。

从令和5年度开始，原则上采用网上申请的方式。

在线申请所需要的ID，密码和办理方法，将在决定入学后邮寄给各个家庭。

2 対象者

次のいずれにも該当する者

- ・ 広島県内の公立高校等に在学する生徒

ただし、次の方は対象となりません。

① 高等学校等を既に卒業したことのある生徒や3年（定時制課程・通信制課程は4年）を超えて在籍している生徒（以前に高等学校等に在籍した期間がある場合はその期間も含める。）

② 科目履修生や聴講生

2 対象

符合以下所有条件者

- ・ 広島県内公立高中等教育机构的在学学生

但是，以下居民不属于本制度对象。

① 已经毕业的高中生或超在学期间超过3年（定时制课程、函授课程为4年）的高等中学等教育机构学生（包括以往的高级中学等教育机构的在学期间。）

② 科目选修生、旁听生

3 支給額

授業料（例：全日制で月額9,900円・年額118,800円）又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。

これにより、生徒・保護者等の授業料等の負担が実質0円となります。

3 发放金额

学费（例如：全日制每月9,900 日元，全年 118,800 日元）或相当于学费的金额，这些费用由国家发放给各县、市，用于充当学生的学费。

这样，学生及家长的学费等的实际负担为零。

- ★ 国立・私立高校等にも同様の制度があります。詳しくは進学先の学校へ確認してください。
- ★ 期限までに申請されなかった場合は、就学支援金等が受けられないため、気を付けてください。



（例） 全日制課程：年額118,800円の就学支援金等を授業料に充てます

- ★ 对于国立、私立高中也设有同样的制度，详细情况可向即将升入的学校确认。
- ★ 敬请注意，如未按期申请，就无法获取就学支援金。



（例） 全日制課程的学生：每年补助 118,800 日元充当学费

〔手續にはマイナンバーの提出が必要です！〕

就学支援金等の制度の手續において、保護者等全員のマイナンバー（個人番号）を提出していただく必要があります。

※ 税の申告を行っていない場合、申請いただいても所得確認ができませんので、事前に市区町村において、個人住民税の申告手續をお願いします。

（办理手续时需出示个人编号卡！）

办理就学支援金制度的相关手续时，需提交家长等全体家庭成员的个人编号。

※ 如尚未进行纳税申告，因提交申请后无法进行所得确认，请提前在市区町村行政部门完成个人住民税的申告手續。

問合せ先

広島県教育委員会 教育支援推進課

電話番号：082-222-3015（就学支援係）

〔受付時間〕月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

電子メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

咨询单位

広島県教育委員会 教育支援推进课

联系电话：082-222-3015（就学支援组）

（办公时间）周一至周五（法定节假日除外）上午9时至下午5时

电子邮件地址：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp